明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三八）　一
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一七四）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一七五）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一七六）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一七七）　九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一七八）　四一
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一七九）　四二
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　四三
地方公共団体　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他　会社決算公告

省　令

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十八日　農林水産大臣　江藤　拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　（略）	１　（略）
２　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準	２　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準
(1)　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格	(1)　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格
家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第１欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。	家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第１欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第１欄	第　２　欄
（略）	（略）
豚、鶏又はうずら	ア～ウ　（略） エ　馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以

第１欄	第　２　欄
（略）	（略）
豚、鶏又はうずら	ア～ウ　（略） （新設）